

「慰安婦」報道に関する朝日新聞社第三者委員会報告書と 朝日新聞社の「改革の取り組み」に対する申し入れ

2015年1月22日

朝日新聞社 代表取締役社長 渡辺雅隆 様

2014年12月22日、第三者委員会による報告書（委員長：中込秀樹氏以下7名）が公表され、同日に同委員会による記者会見が行われました。今回の第三者委員会は、朝日新聞の過去の「慰安婦」問題に関する記事について一部に誤報があったとし、その訂正または取り消しのあり方が報道として適正であったかどうか明らかにするために、同紙が「行ってきた慰安婦報道に関して調査および提言を行う」ことを委嘱されて発足したということです。

このような場合の検証は、同委員会の報告書に記されているように、「慰安婦」問題の歴史的事実の究明や認定を行う場面ではありませんが、最低限「慰安婦」問題として扱われてきた問題の本質をふまえたうえで、この問題についての同紙の報道が適切であったか、誤報があったとしたら、その取材や報道のどこに問題があったか、取り消しが遅れたとしたらその経緯のどこに問題があったかを事実に基づいて検証し、同じ過ちを繰り返さないための指針にする、ということが重要であると考えます。特に「慰安婦」問題が、現在の日本の政治状況の中で政治問題あるいは外交問題として論じられる場面があることを考慮すると、このような検証は、ジャーナリズムの基本に立って、政治的勢力から独立して、この問題の本質をふまえた議論ができる委員によってなされるべきです。

そのような観点から、私たちは賛同者を含めて204名（最終的に232名）で、去る2014年10月9日、貴社と第三者委員会委員長に対し、この第三者委員会の構成メンバーが上記のような検証を行うにはふさわしくないことを申し入れ、特に第1にこの問題に関する歴史研究者がまったく入っていないこと、第2に国際法、国内法とりわけ国際人権法の分野の専門家がないこと、第3に女性の人権侵害事案として問題とされているのに、女性の委員が少なすぎることを問題として改善を申し入れました。

しかしこの意見は、ヒアリングの対象者の選定にあたって多少考慮されたのかもしれませんが、基本的にいれられず、その結果として出された報告は、個別意見でみるべきものはあったものの、以下に述べるような重大な問題を持ったものと評価せざるをえません。

第1 本報告書の内容の問題点

1 「慰安婦」問題の本質を否定する議論について

本報告書の最大の問題は、軍による強制性をめぐるものです。朝日新聞の1997年3月31日付の「慰安婦報道」特集に関連した社説において「日本軍が直接に強制連行したか否か、という狭い視点で問題をとらえようとする傾向」を批判したうえで、「そのような議論の立て方は、問題の本質を見誤るものだ。資料や証言をみれば、慰安婦の募集や移送、管理などを通して、全体として強制と呼ぶべき実態があったのは明らかである」とし

たことを、報告書は「議論のすりかえ」と批判しています（22－26頁）。しかしながら、当該社説の見解は、昨年8月5日付の1面でも杉浦信之編集担当の名前で、「慰安婦問題の本質 直視を」と題し、「戦時中、日本軍兵士らの性の相手を強いられた女性がいいた事実を消すことはできません。慰安婦として自由を奪われ、女性としての尊厳を踏みにじられたことが問題の本質なのです。」と明確にこの問題の本質を女性の人権の問題として提示しているとおり、まさに「慰安婦」問題の本質を正しくとらえた論述です。昨年の自由権規約委員会の日本政府報告審査についての最終見解でも、自由権規約委員会は、この「強制連行」ではなく「強制性」の存在こそが、日本政府の直接的な法的責任を伴う人権侵害であると結論づけています。

朝日新聞の上記のような強制性ないし「広義の強制性」の存在を強調する議論に対し、報告書では、「議論のすりかえ」であると批判するのです（25－26頁）。しかし、朝日新聞のこのような強制性をこの問題の本質とする議論は、当初のこの問題に対する朝日新聞の報道からその後明らかになった事実等を含めた見解の深化・発展というべきであり、また1992年以来進められた歴史家による研究の蓄積によって明らかとされてきたところに基づくものです。この見解を否定することは、「慰安婦」問題の本質そのものを否定することになります。たとえそれまでの朝日新聞が狭義の強制性を強調していたとしても、本来の問題の本質にそった報道姿勢を確立したものとして、むしろ評価すべきものです。それを「問題のすり替え」と否定的に評価するのは、狭義の強制性がなければ「慰安婦」問題は存在しない、とする一部の政治的勢力の見解にそった結論を持ち込むもので、第三者委員会の記事検証という役割からの逸脱といわざるをえません。

2 女性の人権の視点が欠落していること

この問題は前述のように、被害女性が自らの体験を告発し、その尊厳が奪われたことを訴えて名乗り出たことから、日本社会のみならず国際社会でも認知されるようになりました。つまり問題の本質は女性の人権の侵害とそのような制度を作った日本政府の責任というところにあり、それが問われたのです。したがって朝日新聞の従前の記事作成過程でも、この視点が欠落していたのではないかと唯一の女性でもある林香里委員が述べているのは、本件にあってはきわめて重要な指摘であり、なぜそうであったかはさらに検証されるべき視点であったはずです。しかしながら第三者委員会でもこの論点はほとんど取り上げられなかった、ということであり（96頁）、これもこの報告書の大きな欠落点であるといわざるをえません。

3 国際社会に与えた影響についての報告書の結論について

報告書は、朝日新聞の「慰安婦」問題に関する報道、とりわけ吉田清治氏の証言に関する報道が、国際社会の世論にどのような影響を与えたか、について、3本の報告を併記しています。そのなかでは林報告がきわめて実証的にこのテーマにせまり、一定の結論を提示しているのと対照的に、他の2本の報告は実証的な根拠を示さず、「論者の立場や状況に左右される主観的な体験、実感、意見に基づく議論」（73頁）をしているというほかないところがあり、このような議論はできるだけ客観的に記事の影響を検証すべき第三者委員会のこのテーマへの対応としては不適切といわざるをえません。むしろ委員会として

は、林委員が定量的、客観的に海外メディアの記事を分析した結論を委員会の結論として採用すべきであったと思われます。

百歩譲って、林見解を委員会の意見とすることが困難であったとしても、3者に共通しているところであれば、第1に海外でのこの問題に関する日本のイメージの形成に吉田証言は大きな影響を与えたとはいえないということ、第2に朝日新聞が上記のイメージ形成に大きな影響を与えた証拠もない、ということになります。

今回の第三者委員会には主要な課題に答えることが求められている以上、この結論は委員会の結論として明記すべきであったと思われます。

4 個別意見における問題点

本報告書の最後に個別意見が表示されています。全体の報告書に盛り込まれなかった意見を表示することは意味のあることとはいえ、なかにはかなり恣意的な議論も見受けられ、本報告書の公正さに疑念を生じさせています。

たとえば北岡伸一委員は「日本に対する過剰な批判は、・・・韓国の期待を膨らませた。その結果、韓国大統領が、世界の首脳に対し、日本の非を鳴らすという、異例の行動に出ることとなった。それは、さらに日本の一部の反発を招き、反韓、嫌韓の言説の横行を招いた。こうした偏狭なナショナリズムの台頭も、日韓の和解の困難化も、春秋の筆法を以てすれば、朝日新聞の慰安婦報道がもたらしたものである。」（94頁）と述べていますが、韓国大統領が慰安婦問題で積極的に発言するようになったのは、2011年の韓国憲法裁判所の決定以降のことです。一方、朝日新聞が「慰安婦」問題の報道をしていたのはほとんどが1990年代のことで、こうした議論は歴史的な経緯を無視しており、何でも朝日新聞のせいにしたい一部の言論とさして変わるところがありません。ちなみに韓国憲法裁判所の違憲決定は、報告書4頁に記す、「韓国政府が元従軍慰安婦の補償につき、日本側と解決に向けた努力をしないこと」が違憲とされたものではありません。韓国政府が日韓請求権協定3条1項に定められた手続きを取ってこなかった不作為を違憲としたものです。韓国政府はこの決定を受けて日本政府に対し、3条1項に基づく協議の申し入れをしましたが、条約上の義務があるにもかかわらず、それを一貫して無視してきたのは日本政府であり、このような日本政府の対応が韓国政府の行動の前提にあることを、委員は事実に基づいて認識すべきです。

また波多野澄雄委員は、「『贖罪意識』のなせる業か、支援団体の国家補償論に翻弄され、揺れ動く韓国政府の慰安婦政策を明確に批判する社説や論説はなかった。問題がこじれた原因が、そこにあることに、控えめな指摘はあるものの、国家補償を認めない日本側にこそ責任があるかのような論述が目立った。」（96頁）と記述しています。この記述は、記事の検証というより、この問題がこじれた原因を韓国政府の政策にあるとする波多野委員の個人的な政治的主張に基づいて、朝日新聞の記事を批判するもので、客観的であるべき記事の検証からはまったく外れた議論というべきです。

第2 朝日新聞の第三者委員会報告書を受けての「改革の取り組み」について

第三者委員会の報告を受けて、12月26日に貴社渡辺雅隆社長が記者会見をして、翌27日付紙面において朝日新聞の対応が発表されました。しかしながらこれは2014年

8月5、6日の特集記事と比べても大きく後退したものとなっています。同年8月5日付紙面では上述のように、総括的な論説「慰安婦問題の本質 直視を」（杉浦信之編集担当）においてこの問題は女性の人権問題であるとの指摘がなされ、それを否定することで「自国の名誉を守ろうとする一部の論調が、日韓両国のナショナリズムを刺激し、問題をこじらせる原因をつくっている」のだと、国際関係の悪化を招いている原因の所在もが指摘されていました。

かたや12月27日の紙面における渡辺雅隆社長の見解や、朝日新聞の今後の取り組みの方向を示す特集においては、「慰安婦となった女性の多様な実態と謙虚に向き合い」とか「慰安婦問題をみる視点も時代とともに変わってきています。」「いろいろな視点や意見をもつ識者や関係者の見方を紹介するなどして、読者のみなさまがこの問題を考える材料を示していきます。」などと述べています。この問題の本質は、すでに指摘しましたように、日本国家が組織的に女性の人権を蹂躪するような制度を作り実施したことにあります（朝日新聞8月5日の紙面）。「女性としての尊厳を踏みにじられた」被害者の視点も女性の人権の視点も完全に欠落させて、ただ多様な実態に目を向け、多様な意見を紹介するというのでは、むしろ問題の本質から目を背けようとするものというほかありません。

ただ12月27日の記事のなかで「元慰安婦の女性たちが、尊厳の回復や救済を求めて声を上げたのは90年代初めでした。私たちは被害者の声を受け止め、繰り返してはならない歴史を伝えていく必要があると感じました。それから20年余り。高齢の女性たちから証言を聴ける時間は少なくなっています。私たちは原点に立ち戻り、そのうえで、慰安婦問題についての貴重な証言や国内外の研究成果などを丹念に当たります。」と記しています。第三者委員会報告書には慰安婦問題を研究しているとはいえない委員による強引なある種の政治的な主張も見受けられましたが、こうした姿勢からは、なおも真摯にこの問題に取り組んでいこうとする意思がいくらか感じられます。

そうした覚悟によって、日本という国家による重大な人権侵害である日本軍「慰安婦」制度の研究成果をふまえて、正面からこの問題を取り上げて報道し、否定派の過ちとごまかしを厳しく批判して、日本政府と社会が誠実な対応をとり、「平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占め」（日本国憲法前文）ることができるよう、ジャーナリズムとして取り組んでいくことを強く求めるものです。

呼びかけ人（あいうえお順）

内 海 愛 子	（恵泉女学園大学名誉教授）
大 森 典 子	（弁護士）
川 上 詩 朗	（弁護士）
金 富 子	（東京外国語大学教授）
坂 元 ひろ子	（一橋大学特任教授）
田 中 宏	（一橋大学名誉教授）
中 野 敏 男	（東京外国語大学教授）
林 博 史	（関東学院大学教授）